

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		排水基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認められる工場・事業場に対する改善指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		水質汚濁防止法 さいたま市生活環境の保全に関する条例
条 項		法第 1 2 条第 1 項・法第 1 3 条第 1 項 条例第 3 7 条第 2 項・条例第 4 7 条第 1 項・条例 4 7 条第 2 項
所 管 課		環境局 環境共生部 環境対策課 (電話：048-829-1331)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	水質汚濁防止法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づく行政処分等に関する運用方針に基づき、特定事業場等に対する立入検査時に排水基準に違反するおそれ等があり、排水処理施設等に改善を要すると認められる場合または浸透基準に該当することが明らかである場合には文書による改善指導を行う。
備 考		・根拠条例の変更(平成 2 1 年 4 月 1 日より) 以前は埼玉県生活環境保全条例が根拠